

岐阜県住宅リフォーム事業者登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅リフォームに関する一定の要件を満たす設計・施工の事業者を登録し、広く県民に情報を提供することにより、県民が安心して事業者を選択できる環境を整備することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「リフォーム事業者」とは、住宅のリフォームの設計又は施工を行う事業者をいう。
- 二 「登録事業者」とは、本制度により登録されたリフォーム事業者をいう。

(実施主体)

第3条 本制度は、岐阜県住宅リフォーム推進協議会（以下「推進協議会」という。）により運営する。

(登録事業者の要件)

第4条 登録事業者は、次に示す全ての要件を満たすリフォーム事業者とする。

- 一 推進協議会の構成団体に所属していること。
- 二 建築士事務所の登録を受けている、又は、建設業の許可（建築工事業）を受けていること。
- 三 県内に本店を置いていること。
- 四 建築基準法、建築士法、建設業法、特定商取引に関する法律、その他関係法令等に違反し処分又は刑を受けた場合は、その処分等の日から3年以上経過していること。
- 五 法人である場合で、その役員又は社員が前号を満たしていること、かつ、その役員又は社員が過去に役員として在籍した団体が前号を満たしていること。
- 六 次のいずれかの講習を受けた者を置いていること。
 - (1) 建築士事務所の登録を受けている事業者は、住宅省エネルギー設計技術者講習
 - (2) 建設業の許可を受けている事業者は、住宅省エネルギー施工技術者講習
- 七 登録事業者において業務を担当する者は第18条に規定する講習会を登録期間内に1回以上受講すること。

(登録事業者の責務)

第5条 登録事業者は、次の事項を遵守し、県民のニーズに的確に応え、安心できるリフォームの推進に努めるものとする。

- 一 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会（以下「リ推進協議会」という。）が定めた住宅リフォーム事業者倫理憲章を遵守するとともに、従業員に対し周知を図ること。
- 二 契約は必ず書面によることとし、設計又は工事完成後5年以上保存すること。
- 三 業務を行う前に、その業務内容が有償か無償かを事前に説明すること。
- 四 リフォームの設計・工事内容を書面により明確にすること。
- 五 契約書は、原則としてリ推進協議会作成の標準契約書式を使用すること。
- 六 リフォーム工事を施工する場合、1年以上の瑕疵担保責任を有することを契約書に明記すること。
- 七 原則として、推進協議会が実施した講習会を受講した従業員が業務を行うものとする。

(登録の申請)

第6条 登録を申請しようとする事業者（以下「登録申請者」という。）は、登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて推進協議会に申請する。

- 一 誓約書（様式第2号）
- 二 登記事項証明書
- 三 建築士事務所登録申請書（登録番号等が記載されたもの）の写し又は建設業許可証の写し

四 定款、役員名簿

五 第4条第1項第一号の規定に該当することが確認できる書類の写し

(登録申請者についての審査)

第7条 推進協議会は、登録申請書の記載事項又はその他の事項について内容の確認が必要である場合、登録申請者に対し必要な書類の提出を求めることができるものとする。

2 推進協議会は、前項に定める書類の提出の他、登録申請者について、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

(登録の拒否)

第8条 推進協議会は、登録申請者が次の各号の一に該当するときは、登録を拒否するものとする。

一 虚偽の事実に基づき登録の申請を行ったとき。

二 第14条の規定(ただし、第1項第一号の届出による場合を除く。)により登録を取り消された日から2年を経過していないとき。

三 前条に定める書類の提出又は調査の結果、登録が相応しくないと判断したとき。

2 推進協議会は、登録を拒否する場合においては、登録申請者にその理由を附して文書により通知するものとする。

(登録)

第9条 推進協議会は、前条の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請者を登録事業者名簿に登録するものとする。

2 登録の有効期間は、登録の日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。

(登録事業者の公開)

第10条 推進協議会は、前条の規定により登録した場合、次に掲げる登録事業者の情報を公開するものとする。

一 法人名又は氏名、代表者氏名、所在地、電話番号・FAX番号、メールアドレス・HPアドレス、従業員数、設立年、営業エリア、建築士事務所登録の種別・登録年月日・登録番号、建設業許可の種類・有効期間・許可番号

二 技術者に関する情報

三 得意とする住宅リフォームの内容

四 推進協議会の所属団体名

五 過去に実施したリフォーム等実績

六 瑕疵担保の責任期間

七 建設工事損害保険など建築やリフォームに係る各種保険の加入状況

八 事業者PR

2 登録事業者は、前項の規定に定める公開情報について、情報を得る者に誤解を生じさせない内容を推進協議会に届け出なければならない。

(登録内容の変更)

第11条 登録事業者は、登録内容に変更が生じた場合は、30日以内に登録内容変更届(様式第3号)により変更内容を推進協議会に届け出なければならない。

(登録の更新)

第12条 登録の更新を受けようとする事業者(以下「更新申請者」という。)は、次に示す全ての要件を満たすとともに、登録の有効期間内に第18条に規定する講習会を1回以上受講しなければならない。

一 推進協議会の構成団体に所属していること。

二 建築士事務所の登録を受けている、又は建設業の許可(建築一式工事)を受けていること。

三 県内に本店を置いていること。

四 建築基準法、建築士法、建設業法、特定商取引に関する法律、その他関係法令等に違反し
処分又は刑を受けた場合は、その処分等の日から3年以上経過していること。

五 法人である場合で、その役員又は社員が前号を満たしていること及び役員又は社員が過去
に役員として在籍した団体が前号を満たしていること。

六 次のいずれかの講習を受けた者を置いていること。

(1) 建築士事務所の登録を受けている事業者は、住宅省エネルギー設計技術者講習

(2) 建設業の許可を受けている事業者は、住宅省エネルギー施工技術者講習

2 更新申請者は、登録の有効期間が終了する30日前までに第6条第1項第一号、三号、五号
の書類及び登録更新申請書(様式第4号)を推進協議会に提出するものとする。

3 推進協議会は、前項の規定による申請があった場合、過去3年間の住宅リフォームにかかる
実績の報告を求めるものとする。

(登録辞退の届出)

第13条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録辞退届(様式第5号)を推
進協議会に届け出るものとする。

一 第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。

二 登録を辞退しようとするとき。

(登録の抹消)

第14条 推進協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消するものとする。

一 前条の規定による届出があったとき。

二 虚偽の事実に基づき登録の申請又は変更の届出を行ったことが判明したとき。

三 第4条に規定する要件を欠いている事実が判明したとき。

四 第5条に規定する責務を遵守しておらず、登録することが相応しくないとき。

五 登録料を納入期日から概ね30日以上滞納があったとき。

六 概ね一月以上連絡が取れないなど、所在が不明であることが明らかとなったとき。

(登録料)

第15条 第9条の規定による登録又は第12条の規定による登録の更新を受けようとする者は、
10,000円の登録料を納めなければならない。

(損害賠償責任の免責)

第16条 推進協議会は、登録された情報に関して、登録事業者や第三者が損害を被った場合に
おいて、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

(県民からの相談等)

第17条 推進協議会は、県民から登録事業者に関する相談等があった場合は、必要に応じて適
切な情報提供を行うものとする。ただし、斡旋、調停及び仲裁は行わないものとする。

2 推進協議会は、登録事業者に関する情報をインターネット及び書面により県民に提供するも
のとする。ただし、当該情報提供が相応しくないと判断した場合には、これを中断する。

3 推進協議会は、リフォーム相談窓口等の県民の閲覧可能な場所に登録事業者一覧を配布する。

(講習会)

第18条 推進協議会は、登録事業者の意識啓発及び技術の向上を図るため、毎年1回以上講習
会を開催するものとする。

(報告)

第19条 推進協議会は、登録事業者に対し、業務実績その他必要な事項について報告を求める
ことができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項については、推進協議会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年 月 日から施行する。
- 2 平成28年度については、第4条第六号の講習は当該年度中に受講することを条件に、登録を受け付けるものとする。

8 事業者PR

--

〔添付書類〕

- 1 誓約書（様式第2号）
- 2 次に該当する資料（該当する欄に○印を記載）

	3月以内に発行された登記事項（全部）証明書
	建築士事務所登録を行っている場合、番号等が記載され、知事印が押印された建築士事務所登録申請書副本の写し
	建設業の許可を受けている場合、当該許可通知書の写し
	定款、役員名簿
	要綱第4条第1項第一号に該当することが確認できる書類の写し

様式第2号

誓 約 書

私（申請者）は、岐阜県住宅リフォーム事業者登録制度への登録にあたり、登録事業者の要件を満たすとともに、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会が定めた住宅リフォーム事業者倫理憲章をはじめ、本制度に係る登録事業者の責務及び諸規定の内容を遵守し、消費者のニーズに的確に応え、安心できるリフォームの推進に努めることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

[参考] 岐阜県住宅リフォーム事業者登録制度要綱（抜粋）

（登録事業者の要件）

第4条 登録事業者は、次に示す全ての要件を満たすリフォーム事業者とする。

- 一 推進協議会の構成団体に所属していること。
- 二 建築士事務所の登録を受けている、又は、建設業の許可（建築工事業）を受けていること。
- 三 県内に本店を置いていること。
- 四 建築基準法、建築士法、建設業法、特定商取引に関する法律、その他関係法令等に違反し処分又は刑を受けた場合は、その処分等の日から3年以上経過していること。
- 五 法人である場合で、その役員又は社員が前号を満たしていること、かつ、役員又は社員が過去に役員として在籍した団体が前号を満たしていること。
- 六 次のいずれかの講習を受けた者を置いていること。
 - （1）建築士事務所の登録を受けている事業者は、住宅省エネルギー設計技術者講習
 - （2）建設業の許可を受けている事業者は、住宅省エネルギー施工技術者講習
- 七 登録事業者において業務を担当する者は第18条に規定する講習会を登録期間内に1回以上受講すること。

（登録事業者の責務）

第5条 登録事業者は、次の事項を遵守し、県民のニーズに的確に応え、安心できるリフォームの推進に努めるものとする

- 一 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会（以下「リ推進協議会」という。）が定めた住宅リフォーム事業者倫理憲章を遵守するとともに、従業員に対し周知を図ること。
- 二 契約は必ず書面によることとし、設計又は工事完成後5年以上保存すること。
- 三 業務を行う前に、その業務内容が有償か無償かを事前に説明すること。
- 四 リフォームの設計・工事内容を書面により明確にすること。
- 五 契約書は、原則としてリ推進協議会作成の標準契約書式を使用すること。
- 六 リフォーム工事を施工する場合、1年以上の瑕疵担保責任を有することを契約書に明記すること。
- 七 原則として、推進協議会が実施した講習会を受講した従業員が業務を行うものとする。

様式第 3 号

岐阜県住宅リフォーム事業者登録内容変更届

平成 年 月 日

岐阜県住宅リフォーム推進協議会会長 様

申請者

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

住宅リフォーム事業者として登録された内容に下記のとおり変更が生じたので、岐阜県住宅リフォーム事業者登録制度要綱第 11 条の規定により届出ます。

フリガナ 事業者の名称		
登録年月日		
登録番号		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		

	許可番号	
講習会①	講習会名	
	開催年月日	
	受講従業員数	
講習会②	講習会名	
	開催年月日	
	受講従業員数	
講習会③	講習会名	
	開催年月日	
	受講従業員数	

3 技術者に関する情報

資格の種別	人数	資格の種別	人数

4 得意とする住宅リフォーム工事（該当箇所に○を記載。複数回答可）

得意分野	1 耐震 2 省エネルギー 3 バリアフリー 4 リフォーム税制 5 融資・補助金 6 戸建てリフォーム 7 マンションリフォーム 8 その他（ ）
------	---

5 住宅瑕疵担保の責任を有する期間（ ）年

6 建設工事保険など建築やリフォームに係る各種保険の加入状況

（ ）加入有 （ ）加入無



概要

7 過去の実績

	件数（件）	金額（万円）	主な事例
前年			
2年前			

3年前			
-----	--	--	--

8 事業者PR

--

〔添付書類〕

- 1 誓約書（様式第2号）
- 2 次に該当する資料（該当する欄に○印を記載）

	建築士事務所登録を行っている場合、番号等が記載され、知事印が押印された建築士事務所登録申請書副本の写し
	建設業の許可を受けている場合、当該許可通知書の写し
	要綱第4条第1項第一号に該当することを確認できる書類の写し

様式第5号

岐阜県住宅リフォーム事業者登録辞退届

平成 年 月 日

岐阜県住宅リフォーム推進協議会会長 様

申請者

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

岐阜県住宅リフォーム事業者の登録を辞退したいので、岐阜県住宅リフォーム事業者登録制度要綱第13条の規定により届出ます。

フリガナ 事業者の名称	
辞退理由	
備考	